大 使 館 便 り

第221号 令和3年8月6日 在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

本邦での感染状況はまだ予断ならないものがありますが、いよいよ開幕した東京五輪における 日本勢のメダルラッシュにより、一般論として、日本社会も少し明るくなっている模様であることは、皆様も報道等で耳にされたかと存じます。我らが友人であるポルトガル選手団も長駆遠征し、環境の変化や感染防護の種々の制限下というハンディキャップを負いながらも、本日現在までに金を含む4つのメダルを獲得していることは大活躍と言えるでしょう。心からの賛辞を送りたいと思います。

東京五輪開幕となる直前の7月21日には、井上信治国際博覧会担当大臣がリスボンを電撃的に訪問し、サントス・シルヴァ外務大臣と会談、席上でポルトガルの大阪・関西万博への正式参加が表明される成果をおさめました。同日、1998年リスボン万博の跡地を視察し、詳細な説明を聴取しながら、総合的な都市計画に含まれた臨海部会場施設の事後の有効活用概念など、2025年の大阪博へ繋がる着想も得られたようです。実は東京にて急遽決定した本訪問は、短い準備とコロナ対策下の現場支援で簡単ではない面もありましたが、結果として実りある大臣訪問となり、従事した館員一同も頑張った甲斐があったと振り返っております。

さて、当地ではポルトガル当局と国民による留意・努力が奏功し、最近では実行再生産数 (Rt) も 1.0 以下となるなど、感染第 4 波も峠を越えつつあると言われます。従前の段階的緩和策を改めて、進捗するワクチン接種の度合いに応じた緩和計画を立てるなど、いよいよ出口に向けた指針を示したようにも見えますが、一方で、当局は依然として各人の注意が必要である旨を繰り返していますので、我々も油断をせずに参りましょう。 (本号の 2. (4)も併せ御覧ください。)

2. 政治・経済関係

(1) サントス・シルヴァ外相、フランサ・ブラジル外相と会談

7月2日、サントス・シルヴァ外務大臣は、リスボンでブラジルのフランサ外務大臣と会談を行いました。会談では2国間関係及び経済関係について議論が交わされ、サントス・シルヴァ大臣は「フランサ大臣の就任直後のポルトガル訪問を嬉しく思う。ブラジル独立から200年にあたる2022年は、政治・外交的にも経済・文化的にも二国間関係を深める上で非常に重要な年となろう。」と二国間関係への期待を述べました。フランサ大臣は「経済的関係の深化には大きな関心がある。ブラジルには既に600社のポルトガル系企業があり、数年以内の成長の可能性を秘めている。今般訪問はブラジル・ポルトガル関係の緊密さを示しており、両国間における領事及び科学技術少委員会の活性化にも取り組みたい。」と具体的なテーマについて言及しました。

(2) 大統領、首相、外務大臣がCPLP首脳会合に参加

7月17日、レベロ・デ・ソウザ大統領、コスタ首相、サントス・シルヴァ外務大臣は、アンゴラの首都ルアンダで行われたポルトガル語公用語圏諸国共同体(CPLP)首脳会合に参加しました。同会合では感染症対策やCPLP加盟国間経済協力に関して議論が交わされました。会合後の会見でコスタ首相は「ポルトガルはCPLP加盟国に対し、ポルトガルが購入するワクチンの内5%(100万回分)の提供を保証してきたが、最近の集計で更に200万回分の追加支援が可能となった。感染症の困難を目の前にするも我々には医療技術的な支援であれ、ワクチンのシェアであれ、大きな連帯が存在する。現在我々は経済復興を成し遂げなければならないが、CPLP加盟各国はCPLP内での経済・企業間協力を経済成長のための機会として認識している。CPLPは政治的協議だけでなく、加盟国の大きな成功のために重要な場である。」と今後の更なる加盟国間での協力に対する期待を述べました。尚、レベロ・デ・ソウザ大統領は同会合開催への参加に加え、アンゴラのロウレンソ大統領、サントメ・プリンシペのカルバーリョ大統領、ブラジルのモウラン副大統領と会談を行いました。

(3) インテルカンプス社の世論調査-7月

7月21日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党(PS)の支持率は34.8%(前月比0.2ポイント増)に増加し、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は23.4%(同1.0ポイント増)と先月から増加しました。PSとPSDの支持率の差は11.4ポイント(前月比0.8ポイント減)に減少しました。その他主要政党では、左翼連合(BE)及び統一民主連合(CDU)の支持率が増加し、前月10%を超えたシェーガ党の支持率は減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

(政党別支持率推移)

政党	2月	3月	4月	5月	6月	7月
社会党 (PS)	37. 6	37. 6	36. 2	37.9	34.6	34. 8
社会民主 (PSD)	24. 7	23.6	23. 3	21.7	22. 4	23. 4
シェーガ党 (CH)	7. 3	9. 0	9. 4	8. 3	10. 1	9. 0
左翼連合 (BE)	8. 2	8.3	9. 4	8. 3	8.9	9.0
統一民主連合(CDU※)	5.8	5. 5	5. 2	5. 5	6.0	6. 7
人と動物と自然の党 (PAN)	3. 1	2. 5	4.8	4.8	5. 2	4. 5
リベラル主導党(IL)	5. 6	5. 3	5. 0	4. 2	6. 4	3. 1
民衆党 (CDS)	2. 7	2. 3	3. 1	2. 9	3. 1	2.8
自由党(Livre)	0.7	0. 7	0.4	1. 3	0.6	0.6

※ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

(4) 災害事態宣言の延長、段階的緩和措置の決定

7月29日、閣議が行われ、現行の災害事態宣言の延長が決定されました。一方、現在の各種制

限措置に関しては、政府は感染症の流行状況の分析・評価及び専門家の意見を踏まえ、8月1日からの段階的な制限措置の緩和を決定しました。制限緩和に関し、コスタ首相は「既にデルタ株が全国に蔓延しており、また、夏季休暇で人々が旅行することを踏まえ、これまで感染程度に応じて市毎に異なっていた措置の適用方法を改め新たな措置を全国一律に適用する。ワクチン接種の進捗度合いを指標に8月1日から段階的緩和を実施する。一方、パンデミックが去ったわけではないため依然として各人の防護措置を継続する必要がある。感染終息に向けたシナリオが変わり必要に迫られた際には、制限緩和措置の停止及び後退もいとわない。緩和措置の停止や後退が必要な事態にならないことを望む。」と国民への警戒を呼び掛けました。

(5) ポルトガル、EU内最高の第2四半期GDP成長率を記録

7月30日、欧州委員会及び欧州統計局はEU及びユーロ圏、EU加盟各国の2021年第2四半期のGDP成長率速報値を発表しました。ポルトガルは、第1四半期では感染症拡大に伴う経済活動の制限によりマイナス成長を記録したものの、第2四半期では前期比4.9%の成長率を記録し、EU全加盟国中最も高い成長率を記録しました。EU全体では1.9%、ユーロ圏では2.0%の成長率を記録し、2020年の第2四半期との比較では、全加盟国がプラス成長を記録しました。

【前期比GDP成長率(%)】

	20年1Q	20年2Q	20年3Q	20年4Q	21年1Q	21年2Q
EU	▲ 3.3	▲ 11.4	11.6	▲0.4	▲0.1	1.9
ユーロ圏	▲3.7	▲ 11.7	12.4	▲0.6	▲0.3	2.0
ポルトガル	▲ 4.0	▲ 13.9	13.4	0.2	▲ 3.2	4.9

3. 広報・文化関係

(イベント)

●「ポルトガルと日本: 芸術及び文学における二つの文化の融合」展(「Portugal e Japão: fusão de duas culturas nas artes e nas letras」)

第12回「Festival das Artes」におけるCiclo das Artes plásticasの一環として、コインブラ大学とInês Castro財団の共催により、表記展覧会が開催されます。

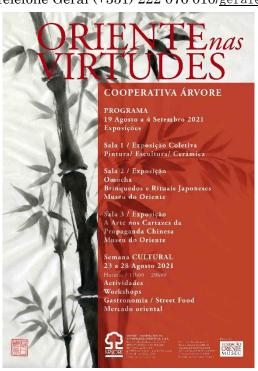
ポルトガルの著名な美術館等から16~17世紀の書物、漆塗り作品、磁器の他、桃山~江戸時代作の鐙や兜、印籠など美術品的に価値の高いものも展示されます。

- ・日時:2021年7月19日~8月(月~土、9:00~17:00;閉会日は未定)
- ・会場:コインブラ大学総合図書館
- · 住所: Largo da Porta Férrea 3000-447 Coimbra
- ●東洋をテーマとしたアートイベント"Oriente nas Virtudes" ÁRVORE芸術活動協同組合 (ポルト) では、8月23日から東洋をテーマにした展覧会、ワークシ

ョップ、マーケット等の文化週間を開催します。日本関連の展示やワークショップもあり、入場は無料です。(ワークショップは事前の申し込みが必要です。)

- ・日時:2021年8月23(月)~28日(土) 11:00~20:00
 ※展覧会は8月19日~9月4日、上記期間以外は通常営業時間 (こちらをご確認ください:https://arvorecoop.pt/contactos/)
- · 会場:ÁRVORE Cooperativa de Actividades Artísticas, C.R.L.

 Rua Azevedo de Albuquerque, n° 1 4050-076 Porto Portugal
- ・詳細:https://arvorecoop.pt/event/oriente-nas-virtudes/
- ・お問い合わせ: Telefone Geral (+351) 222 076 010/geral@arvorecoop.pt



(報告)

●牛尾大使のコインブラ訪問

7月19日~20日、牛尾大使は、コインブラ市において開催された「ポルトガルと日本:芸術及び 文学における二つの文化の融合」展示会オープニングセレモニーに参加しました。

コインブラ音楽祭と併せ開催された本展示会開催にあたり、「世界遺産であるコインブラ大学を会場とし、日ポ関係の貴重な資料が展示される今般の展示会において、両国間の長い友好関係における歴史・文化の融合を多くの方に感じていただきたい」と挨拶を行いました。

また、この機会に、牛尾大使は、コインブラ大学のジョアン・ヌノ・カルヴァオ・ダ・シルバ 副学長を表敬し、今後の両国大学間交流の強化及びポルトガルにおける日本文化普及等について 意見交換を行いました。



(お知らせ)

●「まるごと(A1)日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの開講 国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース(A1)」の解 説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブな e ラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語 (聞く、話す、読む、書く) を総合的に学ぶことができます。

下記 URL をご参照ください。

 $\label{eq:url} URL: $\underline{$\rm https://www.\,fundacion.japon.\,es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues}$$

●広報文化班より

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまで御連絡ください。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ (ポルトガル語)

https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

https://www.dgs.pt/corona-virus

内閣官房ホームページ

https://corona.go.jp/

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害(感染者であるかのごとく扱われる被害)等について、お心あたりのある方は、当館領事班へ御連絡くださるようお願いいたします。

(2) 日本へ(一時)帰国をお考えの方へ

ア 6月21日、日本政府は、ポルトガルを「変異株 B.1.617 (いわゆるデルタ株) 指定国・地域」に指定しました。この指定に基づき、日本時間6月24日 (木) 午前0時以降にポルトガルから日本へ入国される方は、日本上陸後に検疫所長の指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設)において3日間の待機が求められ、3日目に改めて検査を受け陰性と判定された場合には、上記宿泊施設を退所の上、入国後14日間の残りの期間を自宅等で待機して頂くこととなっています。また、全ての入国者・再入国者及び帰国者は出国前72時間以内の検査証明の提出及び入国時の検査が求められており、この措置も当分の間継続されます。4月19日以降、検疫における同検査証明の確認が一層厳格化され、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、空港の検疫所及び航空会社により無効なものと取り扱われますので、十分御留意ください。なお、上記検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも公表されていますのでそれぞれ以下のリンクから御確認ください。

早見表:https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206716.pdf

Q&A: https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206712.pdf

イ 上記検査証明書の様式につきましては、以下のリンクからポルトガル語版(英語併記)も 利用が可能です。依然、任意の様式の利用も可とされていますが、その場合は、航空機への搭乗 や本邦入国時の内容確認において時間がかかるほか、必須項目が1つでも欠けていると搭乗が拒 否されたり、検疫法に基づく入国拒否となるおそれもありますので、極力指定の様式をご利用く ださい。同様式での証明が行える当国内の医療機関・検査機関のリストも当館ウエブサイトに掲 載しています。

ポルトガル語/英語版検査証明書: https://www.mhlw.go.jp/content/000806508.pdf 医療機関・検査機関リスト: https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf

ウ また、入国時、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合の対応に関する「誓約書」の提出も引き続き求められています。

(3) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

現在、日本国内の6空港(成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港)においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いします。

https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621

https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile

(4) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故,テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出 いただいた方々には、安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住しておられるご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うよう御案内ください。

届け出はこちらから→ https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いします。

(5)第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→ https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

(6) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に!

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html

(7)特例郵便等投票について

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該

当する方は、令和3年6月23日以後に、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。

在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に、新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細は以下のリンクを御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000755432.pdf

(8) マイナンバーカードの取得について~海外から帰国したら~

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・ 拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本 人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な 本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・I C チップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

(9) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに E-mail にて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館(領事班)

住所: Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL : 21-311-0560 FAX : 21-354-3975 E-mail : consular@lb.mofa.go.jp